

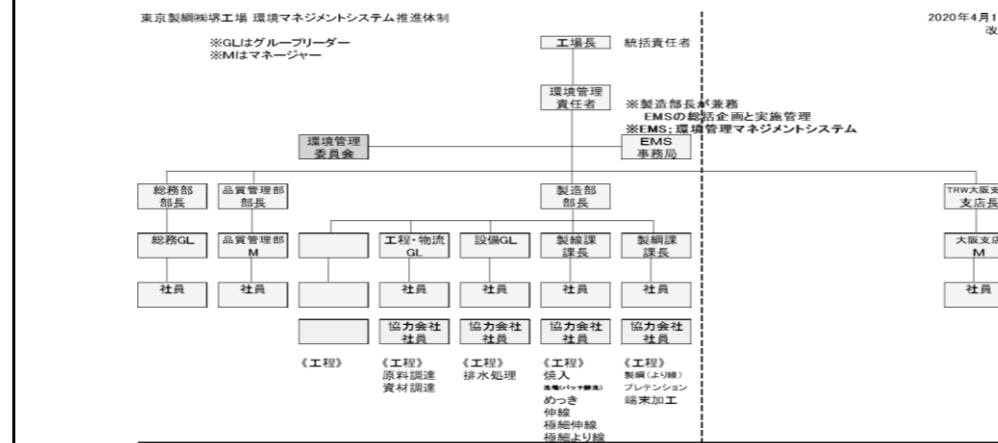
様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和7年 6月 30日	
堺市長 殿	
(提出者) 住 所	東京都江東区永代2丁目37番28号
氏 名	東京製綱株式会社 代表取締役社長 原田 英幸
電話番号	03-6366-7777
(上記代理人) 住 所	大阪府堺市西区築港新町2丁6-1
氏 名	東京製綱株式会社 堺工場 工場長 三輪 雅樹
電話番号	072-245-3493
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	東京製綱株式会社 堺工場
事業場の所在地	大阪府堺市西区築港新町2丁6-1
計画期間	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	24 金属製品製造業
②事業の規模	製造品出荷額 6,422,899千円（令和5年度製品出荷額）
③従業員数	175人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙通り

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排出量	492 t	t
	(これまでに実施した取組) ①伸線工程でメカニカルデスケーラーを使用しバッチ酸線を省略する。 ②焼入、めっき工程の廃塩酸を洗場(バッチ酸線)で再生利用する。 ③洗場の廃塩酸を排水処理に活用する。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排出量	487 t	t
	(今後実施する予定の取組) 従来施策(①~③)の継続及び、以下の新施策を実行する。 ④表面処理工程の塩酸槽前後に水切り装置を設置し、塩酸の次槽への持ち出しを防ぎ、補給量を減らす事で使用量を減らす。 ⑤塩酸槽はワイヤ表面のスケールを落とす目的で使用している。前工程との間にスコッチブライトを使用し、スケールを物理的に落とし塩酸の使用量を減らす。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ISO14001認証に基づく取組み ①新入社員及び転属社員の環境教育 ②環境委員会における現状報告と改善(従業員教育) ③EMS事務局によるパトロール
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 同上

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃塩酸	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	127 t	t
	(これまでに実施した取組) 焼入、めっき工程の廃塩酸を洗場(バッチ酸線)で再生利用する。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃塩酸	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	125 t	t
	(今後実施する予定の取組) 焼入、めっき工程の廃塩酸を洗場(バッチ酸線)で再生利用する。 バッチ酸線塩酸濃度管理の強化する。		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃塩酸	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	50 t	t
(今後実施する予定の取組) 焼入、めっき工程の廃塩酸を洗場(バッチ酸線)の工程排水に混ぜる。			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃塩酸	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	49 t	t
(今後実施する予定の取組) 焼入、めっき工程の廃塩酸を洗場(バッチ酸線)の工程排水に混ぜる。			

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項		
①現状	【前年度（令和6年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t t
	(これまでに実施した取組) <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; text-align: center; width: fit-content; margin: 0 auto;">実績なし</div>	
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t t
	(今後実施する予定の取組)	
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項		
①現状	【前年度（令和6年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	廃塩酸
	全処理委託量	492 t t
	優良認定処理業者への処理委託量	154 t t
	再生利用業者への処理委託量	338 t t
	認定熱回収業者への処理委託量	t t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者	t t
	(これまでに実施した取組) 洗場(バッチ酸線) 工程より処理を委託 焼入・めっき 工程より処理を委託	

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃塩酸	
	全処理委託量	487 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	152 t	t
	再生利用業者への処理委託量	334 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	t	t
(今後実施する予定の取組)			
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。